

## 気候変動をめぐる石炭火力発電所 民事差止請求事件

——神戸地裁令和5年3月20日判決についての問題提起——

池田直樹

### 【事案の概要】

#### 1 提訴に至る経過

神戸製鋼所（以下「Y1」という）は、人口密集地である神戸市灘区の沿岸部において、かつて高炉3基を設けて製鉄を行ってきた。

1995年の阪神大震災後、電力自由化を受けて、Y1は、2002年及び2004年に相次いで石炭火力発電所（1号基、2号基）を建設し、その後、電力事業によってその経営を補完し支えてきた。神戸製鋼は唯一残っていた高炉1基を加古川工場に移転するとともに、その跡地利用の事業として、2014年に関西電力（以下「Z」という）が公募した新規火力電源に応札し落札。2015年、Y1は対象となる新規石炭火力発電所（3・4号機、以下「本件発電所」という）で発電された電気を30年にわたりZに対して専属的に売却する契約を締結した。Y1は電気事業法および環境影響評価法に基づく本件発電所の環境影響評価手続（以下「本件アセス」という）に着手し、計画段階配慮書、方法書、準備書を経て環境影響評価書が提出された。経済産業大臣は2018年5月にY1の環境影響評価書は適正に環境に配慮しているものと認める確定通知を通告した。会社分割により本件発電所の権利義務を承継したY1の子会社コベルコパワー（以下「Y2」という）は同年、本件発電所の建設に着手した。なおY1はY2からの委託を受けて本件発電所の運営に従事している。

神戸市灘区には、大気汚染物質による公害病患者（気管支ぜん息等）からなる患者会が存在し、長らく大気質の改善運動に取り組んでいた。それらのメ

ンバーを含む様々な立場の地元の住民ら481名が2017年、兵庫県公害審査会に対して、大気汚染およびCO<sub>2</sub>の大量排出に関して公害調停を提起した。しかし、Y1とY2（以下「Yら」という）は特に計画の見直しを行わず、また、公害審査会では、CO<sub>2</sub>の排出による気候変動問題は環境基本法2条3項の「公害」に該当しないとの立場から公害調停の正式の対象として扱われなかったため、調停は不調となった。

そこで、2018年、地元住民らの40名（小学生以下の子ども6名を含む）がYらに対して本件発電所の建設や稼働の差止を、また本件発電所からの電力を専属的に買い取るZに対しても発電指示の差止をそれぞれ求める民事訴訟（以下「本件訴訟」といい判決を「本件判決」という）を神戸地裁に提起した。

なお、本件発電所の3号機は弁論終結前の2022年に稼働をし、4号機は弁論終結後の2023年に稼働を開始した。

項目	内容	備考
規模	65万kW×2基	既存65万kW×2基
方式	超々臨界圧（USC）	BATとみなされる
SO <sub>x</sub> 年間排出量	289万トン（稼働率80%）	
NO <sub>x</sub> 年間排出量	601万トン（同）	
ばいじん年間排出量	80トン（同）	
CO <sub>2</sub> 年間排出量	692万トン（同）	約185.5万世帯分（注）
年間石炭使用料	317万トン（同）	

（環境影響評価書および神戸市に対するY1の補足説明資料より作成。なお、注として、世帯当たりの排出量は、全国地球温暖化防止活動推進センターがまとめた2021年の家庭からのCO<sub>2</sub>排出量約3.73kgCO<sub>2</sub>/世帯に基づく）

## 2 訴訟の背景としての石炭火力発電所をめぐる情勢の変化

2011年の東日本大震災による福島第一原子力発電所事故と各地の原発の稼働停止を受けて、首都圏を中心とする電力供給能力の逼迫に対する対応がエネルギー政策上の優先課題となっていた。そのときに、再生可能エネルギーの拡充とともに、既存インフラを活用できる石炭火力発電所の新增設が企図され、その際の環境影響手続の迅速簡易化が進められた。とはいえ、石炭火力発電は最新鋭の技術をもってしても、同じく化石資源の燃焼による天然ガス発電に比べ

て、発電単位当たり約2倍のCO<sub>2</sub>を排出するという環境特性があり、環境影響評価手続上はそのことが重要な問題となるという弱点を抱えている。

そこで、2013年4月に経済産業省と環境省は、「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」（以下「局長級会議取りまとめ」という）において、大量排出施設の環境アセスメントにおけるCO<sub>2</sub>の取り扱いについて、①事業者が実行可能な最良の技術（BAT）の採用により可能な限り環境負荷低減に努めているか、②国のCO<sub>2</sub>削減計画と整合性をもっているか、の2点から審査をするものとした。さらに②については、(i) 電力業界全体が国の削減計画と整合する目標（排出係数つまり高効率化を想定）を定めて目標達成に向けて参加事業者がコミットする自主的取組の枠組が構築されており、その下で事業者が業界の取組に参加していることと、(ii) 商用化を前提に2030年までに石炭火力にCCS（炭素回収貯留技術）を導入することを検討すること等を要件とした。この要件の特徴は、いずれもCO<sub>2</sub>の総量削減を保証できる枠組みではなく、新規発電所の「高効率化」を目指すものであり、しかも自主的取組を重んじ、かつCCSなど不確実な将来の技術開発の「検討」をもって国の削減との整合性を認めるという、石炭火力発電所にとって国の削減目標との不整合が建設の障害とはならないための実体的な緩和策であった。

この「局長級会議取りまとめ」は、2015年に締結された今世紀末の気温上昇を2℃、出来れば1.5℃に抑制することを求めるパリ協定後も改訂されないまま今日に至っている。石炭火力発電所群は、世界の主要大量排出源であり、再生可能エネルギーなど技術的にも経済的にも代替可能な発電手段があることから、2021年のグラスゴー気候合意のもとでも段階的な削減が合意されている。ところが日本では「局長級会議取りまとめ」のもとで石炭火力発電所建設ラッシュが起こったのである。

その意味では本件訴訟は、先進国の中でも特異な政策をとって、気候変動対策への消極性を顕著に打ち出している日本のエネルギー政策、気候変動対策の是非を問う公共訴訟の意味を持っている。

### 3 主な請求の趣旨及び請求の原因

#### (1) 主位的請求

(ア) Yらに対して、本件発電所の操業停止の命令

(イ) Zに対して、Y 1 に対する発電量の通告指示の差止命令（同）

#### (2) 予備的請求

(ア) Yらに対して、2040年を排出ゼロとして、本件発電所から排出する CO2 の削減を段階的に命じる排出削減命令

(イ) Zに対して、2040年を排出ゼロとして、本件発電所から排出する CO2 を削減するために、発電量の通告指示の段階的削減命令

なお、予備的請求は訴訟係属中に本件発電所の建設が完了し、一部操業が開始された中で追加されたものである。

#### (3) 請求原因

主位的請求については、(ア) 大気汚染物質（特に PM2.5）による人格権侵害の蓋然性または平穏生活権（健康平穏生活権）の侵害、(イ) CO2 による気候変動の激化を通じた気候災害による人格権侵害の蓋然性または平穏生活権（平穏気候享受権）の侵害を請求原因とする。

予備的請求については、(ウ) CO2 による人格権侵害の蓋然性または平穏生活権の侵害を請求の原因とする。なお、ZについてはYらと大気汚染物質や CO2 に関してYらと共同行為者（排出者）に該当することを主張している。

### 【判旨】神戸地裁判決<sup>(1)</sup>2023年3月20日

（以下 PM2.5 に関する部分は略し、CO2 排出にかかる部分に限定）

---

(1) 判決文は LEX/DB25594806。判決前の本件訴訟に関する文献として、拙稿「神戸製鋼石炭火力発電所差止民事訴訟と行政訴訟—私人は CO2 排出を止められるか？」環境法政策学会誌23号（2020年）171頁、拙稿「環境訴訟と将来の環境利益の憲法的位置づけ」法学館憲法研究所 Law Journal 28号（2023年）128頁、島村健「日本の気候変動訴訟」同102頁、島村健他「日本における気候訴訟の法的論点—神戸石炭火力訴訟を例として—」神戸法学雑誌71巻2号1頁（2021年）、島村健『気候変動に対する司法的保護—ドイツからの「アミカス・ブリーフ」解題』法律時報95巻3号58頁、本件判決に関する論文として弁護団の一員である杉田峻介「CO2の大量排出を争う気候変動訴訟と課題—神戸製鋼石炭火力発電所事件を通じて—」一般社団法人 JELF 環境と正義229号（2023年）3頁

(1) 請求棄却

(2) 人格権とCO<sub>2</sub>をめぐる保護法益について（小見出しは筆者，以下同じ）

「人の生命，身体，健康は，人格の根源となる極めて重大な保護法益であり，これらが人格権により保護されることは明らかであり，これが違法に侵害される具体的危険がある場合には，違法な侵害行為を予防するため，人格権に基づき当該侵害の差止めを求めることができる。

この点，被告神戸製鋼らは，CO<sub>2</sub>の排出に起因する地球温暖化によって健康等に係る被害を受けないという利益は権利性が認められない旨主張する。しかしながら，原告らが主張する法益は人の生命，身体の安全，健康であり，上記のとおりこれらの法益が人格権により保護されることは明らかである。原告らの差止請求の根拠がCO<sub>2</sub>の排出に起因する地球温暖化による人格権の侵害であるとしても，かかる事情は侵害の具体的危険の有無において考慮されるべきものであり，被侵害利益が人格権により保護されるか否かの判断に影響を及ぼすものではない。」

(3) 人格権侵害の具体的危険について

「気候変動に関する科学的知見を集積したIPCCの各報告書により，人間の影響が大気，海洋，陸域を温暖化させ，人為起源の気候変動が世界中で多くの気象及び気候の極端現象に影響を及ぼしていること，すなわち，大量のCO<sub>2</sub>の排出に起因する平均気温の上昇（地球温暖化）により極端な気象，気候現象が多発，激甚化し，さらに，気象・気候災害の激甚化・発生頻度の増加が生命，身体，健康への被害をもたらすことが認められ，平均気温が産業革命から1.5℃上昇することによっても甚大な気候システムへの影響と被害を及ぼすことが認められる。……地球温暖化の進行にともない，兵庫県においても，21世紀末には，猛暑日・真夏日の増加による熱中症の増加，大雨による土砂災害等の危険の増加，高潮被害，熱帯性感染症が広まるおそれなどが生じることが予測されていることが認められる。」

「しかしながら，地球温暖化による上記のような被害の発生というのは，地球全体の大気中のCO<sub>2</sub>濃度が上昇して地球全体の温暖化が進行し，地球全体に影響を及ぼすことになるものである。そうすると，兵庫県においても気候変動が予測されており，原告らの居住地においても被害が発生するおそれはある

が、温暖化が進んだ場合にそれらの予測が現実化する確率、現実には発生する災害等の程度、現実には災害等が発生する場所などには様々なものがあり得るのであり、原告らが実際に生命、身体、健康を害されるほどの被害に遭うか否かは、これらの様々な不確定要素に左右されることになる。したがって、現時点において、原告らの生命、身体、健康に被害が生じる具体的危険が生じていると認めることはできない。

この点について、原告らは、気候変動による被害の具体的危険性の有無については、国際社会が目指す削減目標との関係で許容できないレベルでの危険をもたらすか否かによって判断すべきであると主張する。しかし、国際社会が目指す削減目標は、地球全体の温暖化を防止するためのものであるのに対し、原告らに生ずる被害の具体的危険性は、地球温暖化の影響が原告ら個人に実際に生じることの具体性を持って判断すべきものであるから、地球全体の温暖化の危険性をもって、原告ら個人に生じる具体的危険と同一視することはできない。」

「1.5°C目標の達成には現行の各国の貢献目標（NDC）では不十分とされ、また、CCSの商用化については悲観的な見通しの意見もあるが、これらの取組が国内外でされていることを踏まえると、現在の時点において、目標の達成が不可能であり、上記の予測通りの事態が現実化すると直ちにみとめることはできない。」

「原告らは、CO<sub>2</sub>は、その排出量の累積によってその影響が長期的・継続的に深刻化し、不可逆的な被害をももたらすのであるから、危険な気候変動の被害を防止し、回避する合理的な方法は、できる限り早い段階において必要な排出削減をとることであるとして、危険の切迫性を主張する。しかし、まさにそのような事態を回避するために上記のとおり国内外で地球温暖化対策が進められていることからすると、現在の時点において被害発生 of 具体的危険が生じているとは認めることはできない。

また、原告らは、本件新設発電所は、年間設備利用率を80%として年間692万tのCO<sub>2</sub>を排出することが見込まれており、30年間稼働するとすれば、日本の残余のカーボンバジェットの3.2%を占めるから、確実に地球温暖化に寄与すると主張する。しかし、そうであるとしても、現段階での国際合意は、平

均気温の上昇が2℃を十分下回り、1.5℃にとどめることを目標とするものであるから、気候変動が現在より少しでも悪化することをもって、直ちに受忍限度を超える具体的危険が生ずるとはいえない。また、上記のような取組みが進められている中で、本件新設発電所の稼働によって直ちに上記の削減目標の達成が不可能になったと認めることはできない。」

#### (4) 因果関係の有無について

「CO<sub>2</sub>は、それ自体直ちに原告らの生命・身体に対する被害を生じさせ、又は生ずる高度の蓋然性をもたらすものではなく、地球温暖化による被害の発生というのは、地球全体の大気中のCO<sub>2</sub>濃度が上昇して地球全体の温暖化が進行し、地球全体に影響を及ぼすことによるものであり、個々の排出源からのCO<sub>2</sub>の排出は、地球全体の温暖化に寄与するものではあっても、大気汚染物質の場合のように、排出源から排出された有害物質が個々の住民の身体に取り込まれることによって被害が生ずるといふものとは異なり、個々の被害との間に直接的な関係があるものではない。

したがって、原告らに生ずるおそれのある被害の発生を防止するには、地球環境全体の温暖化を防止する以外に方法はなく、そのためには、地球上の人為的なCO<sub>2</sub>の排出の総量を管理することが必要となるのであり、そのことは、原告らだけでなく、地球上の全人類について同様に生ずるおそれのある被害の発生を防止することについても同様に妥当することである。その意味で、CO<sub>2</sub>の排出被害との因果関係は、地球上のあらゆる人為的なCO<sub>2</sub>の排出の総体と、気候変動による地球上の人類に生ずるおそれのあるあらゆる被害の総体との間に存するのである。本件新設発電所は、年間設備利用率を80%として年間692万tのCO<sub>2</sub>を排出することが見込まれており、それ自体としては大量と言わざるを得ないとしても、地球規模で比較すれば年間エネルギー起源排出量の0.02%であるにとどまる。

これらのことからすると、原告らに生じるおそれのある被害と、本件発電所からのCO<sub>2</sub>の排出との関係性は、極めて希薄といわざるを得ず、本件発電所からのCO<sub>2</sub>の排出に、原告ら個人に生じるおそれのある被害を当然に帰責できるだけの連関を認めることはできない。」

「わずかでも寄与があれば因果関係を認めるならば、地球上のあらゆる人為



的な CO2 排出源が、原告ら個々人に生ずるおそれのある被害を帰責する対象となり得ることになるのであり、それだけでなく、全世界の個々の人々に生ずるおそれのある被害を帰責する対象ともなり得ることになる。人格権侵害に基づいて他者の社会経済的活動を差し止めるための因果関係を認めるためには、被害の発生を帰責できるだけの連関の強さが必要であると解するのが相当であり、本件新設発電所の CO2 の排出量が多いとしても、全地球的に見て被害の発生を当然に帰責できるだけの連関の強さを認めることはできない。」

#### (5) 平穏生活権侵害について

「現時点において、地球温暖化により原告らの生命、身体、健康が侵害される具体的危険が存在すると認めることができないことは前記のとおりである。そうすると、地球温暖化による被害についての原告らの不安は、不確定な将来の危険に対する不安であるというべきであるから、現時点において、法的保護の対象となるべき深刻な不安とまではいえない。また、原告らの主張が、そのような場合であっても地球温暖化に対する恐怖や不安から生活の平穏を保護するための権利として安定気候享受権を認めるべきとするものであるならば、そこにいう安定気候享受権は、原告ら個々人の生活の平穏という利益を基礎とする形をとっているものの、実質的には、具体的危険が生ずる以前の段階で、安定した気候という環境の保全そのものを求める主張にほかならないというべきである。このような性質を有する原告らの主張する安定気候享受権は、原告らの個々人の人格権により保護されている法益と認めることはできない。」

### 【研究】

#### 1 気候変動と人格権侵害の蓋然性

##### (1) 差止めの要件としての具体的危険

生命・身体・健康を保護法益とする人格権に基づく差止の要件は、(a) 権利侵害、(b) 違法性、(c) 実質的被害の発生に対する蓋然性（因果関係）であるとされている。<sup>(2)</sup>

本件判決は、「生命、身体、健康に係る人格権（原告らの主張するところの

(2) 大塚直「環境法 BASIC (4版)」(有斐閣, 2023年) 509頁



伝統的人格権)が侵害されまたは侵害される具体的危険があるときや、そのために生命、身体、健康について深刻な不安に曝され、平穩に生活する法益が侵害されるときは、人格権に基づく妨害排除請求または妨害予防請求として、当該侵害行為の差止めを求めることができる」としているところ(判旨で省略した大気汚染による人格権侵害、平穩生活権侵害部分での判示)、人格権侵害については妨害予防請求権、平穩生活権については妨害排除請求権に基づく差止と整理している。

そこでまず、人格権に基づく妨害予防請求権について検討する。

ここでいう具体的危険とは、「人間の身体・精神等に関する何らかの被害が今後発生する高度の蓋然性<sup>(3)</sup>」を意味すると考えられる。事前差止においては、因果関係の「終点」(エンドポイント)としての権利侵害がまだ生じていないところ、それでも差止めが正当化されるための必要要件であると理解することができる。つまり事前差止訴訟においては、まだ生じていない想定される権利侵害と、仮に侵害が生じた場合の想定される因果関係を要件として侵害行為の回避を命じるから、侵害行為によって(因果関係)、回避されるべき権利侵害が発生する可能性が極めて高いこと(高度の蓋然性)が必要なのである、

とはいえ、既に権利侵害が発生している場合にあっては、因果関係の問題は、当該侵害行為によって「高度の蓋然性をもって」当該結果が生じたといえるかどうかという事実認定であるから、過去の事実の因果関係も将来の因果関係の推定も蓋然性判断としては同質である。ただし、将来の因果関係については、今後介入しうる様々な不確定要素があるから、その行為からその結果が生じる高度の蓋然性の立証が困難となる。

その結果、妨害予防訴訟としての権利侵害発生の高高度の蓋然性に含まれる問題点は、基本的には立証の困難性の問題として考えられ、そこから予防的科学訴訟における因果関係の立証負担の軽減の可否と手法という論点が生まれてくるのである。<sup>(4)</sup>

(3) 大塚直「生活妨害の禁止に関する基礎的考察(8)」法学協会雑誌107巻4号36頁

(4) 大塚直「環境民事差止訴訟の現代的課題—予防的科学訴訟とドイツにおける公法私法一体化論を中心として」『社会の発展と権利の創造—民法・環境法学の最前線』(有斐閣、2012年)546頁、同・前掲注2・512頁以下

## (2) 具体的危険とは何か？

しかし、立証負担の軽減の議論の前に、「被害発生の高度の蓋然性」とは何かが今一度問い直される必要がある。通常、この要件において意識されているのは「高度の蓋然性」つまり被害発生の高率の高さである。当該（侵害）行為によって原告の生命・健康が損なわれる確率がどの程度あるか、という問いである。特に、生命・健康については絶対的な価値を当然に前提にしているから、具体的危険はもっぱら「侵害の結果発生の高率」を意味するように考えられがちである。しかし、果たしてそうであろうか。

この点、沢井裕教授は「差止は、違法な損害が発生するおそれがある場合に認められるが、いやしくも「おそれ」があれば、その発生の高率（確率）を問わず差止めうるということにはならない。そうでないと、およそすべての工場を一ならんかの危険性のゆえに一、操業停止に追い込むことになり現実的ではない。したがって、差止要件のうち、損害賠償における因果関係に相当する要件は「当該侵害行為から因果法則上、ある蓋然性（確率）と具体性をもって発生することが予想される事実」（下線は筆者）となるとする。<sup>(5)</sup>

では「具体性をもって発生することが予想される事実」とは何を意味するのか。

沢井教授は、「一般的経験則から内在的抽象的危険が特に高度なもの（原子力等）」を例にひいて、「抽象的危険であっても、被害発生の高率が高い場合一特に人の生命を奪うおそれがある場合には低い蓋然性も問題になる一差止まで認める余地のあることを示している。いわゆる危険度は、侵害の予想される保護法益の種類・程度と、「被害発生の高率（確率）とその具体性の積」との相関的較量で決定される。」と述べており、最後の公式からすると、その事態が発生したときの損害を意味していると理解すべきだろう。<sup>(6)</sup>

大塚教授も「リスクとは単に可能性を問題にするのではなく、「損害×可能性」として捉えるべき」としている。<sup>(7)</sup> 訴訟の場面で「危険」（リスク）を問題にするとき、ここでいう損害が訴訟を提起している原告の個人的損害を含むことは

(5) 沢井裕「公害差止の法理」（日本評論社、1976年）116頁

(6) 沢井・前掲注5、122頁

(7) 大塚・前掲注4、551頁

当然であるが、差止めが「回避されるべき損害」を回避するために事前に行われる趣旨からすれば、リスクが顕在化したときに社会に広がる損害の総和を指すと理解すべきである<sup>(8)</sup>。

そうすると、損害が巨大であるときは被害発生の確率がより低い蓋然性の場合であったとしても、差止めが許容される場合があることになる。

そのことを明らかにしているのが、避難計画の不整備を理由として原発の差止めを認めた水戸地裁令和3年3月18日判時2524・2525合併号40頁である。

同判決は、

「発電用原子炉施設は、人体に有害な多量の放射性物質を発生させることが不可避であり、自然災害等の事象により過酷事故が発生した場合には、広範囲の住民等の生命・身体を侵害する極めて重大かつ深刻な被害を生じさせるものである（①、番号と傍線は筆者。以下同じ）ところ、上記のとおり発電用原子炉施設の事故の原因となり得る事象は様々で、その発生の予測は不確実なものといわざるを得ないことに照らすと、事故の要因となる自然災害等の事象の発生確率が高いことなど予測困難な事実を具体的危険があることの要件とすることは相当でない（②）。」

「我が国においても、発電用原子炉施設の安全性は、深層防護の第1から第5の防護レベルをそれぞれ確保することにより図るものとされているといえることから、深層防護の第1から第5の防護レベルのいずれかが欠落し又は不十分な場合には、発電用原子炉施設が安全であるということではできず、周辺住民の生命、身体が害される具体的危険があるというべきである（③）。」

と述べている。①は「危険」の判断において「広範囲の住民等」に生じ得る被害の総体を判断要素に含めることを意味し、②において、損害発生に至らしめる事象自体の発生確率だけの具体的危険の判断を否定し、③で深層防護における不備があれば事故の確率が一定低くても巨大な損害が生じることから、そ

---

(8) 日本リスク研究会編「増補改訂版リスク学事典」(阪急コミュニケーションズ, 2006年)16頁。また、益永茂樹「リスク評価—選択の基準」益永茂樹編『リスク学入門5 科学技術からみたリスク』(岩波書店, 2007年)3頁は、「ある行動のリスク=Σ[(望ましくない事象の生起確率)×(その事象の重大さ)]」としている。

のことをもって「具体的危険」だと評価しているのである。そこでは、具体的危険を単なる確率とはとらえずに、原発の内在的危険性の巨大さを前提に、高度の安全性を確保しようとする原子力法制に照らしつつ、社会通念上許されない危険のレベルを設定しているのである。

(3) 気候変動の文脈における具体的危険とは？

気候変動問題においても気候変動に対する科学と法制度に照らしつつ社会通念上の具体的危険のレベルを独自に探究する姿勢が不可欠だと考えられる。

その手掛かりの第1は、気候科学による気候変動の悪化に対する予測である。気候変動に関する政府間パネル (IPCC: Intergovernmental Panel on Climate Change, 以下 IPCC という。世界気象機関 (WMO) 及び国連環境計画 (UNEP) により1988年に設立された政府間組織で、2021年8月現在、195の国と地域が参加している) は、各国政府の気候変動に関する政策に科学的な基礎を与えることを目的としており、2023年には第6次統合報告書を公表している。それらは1.5°Cを超える世界での人々への影響がどのようなものになるのか、より具体的に世代別の被害状況を明らかにしている<sup>(9)</sup>。

次に、日本も批准しているパリ協定とグラスゴー気候合意が重要である。パリ協定を受けてグラスゴー気候合意は、IPCC 報告書に基づき、産業革命時に比べて世界の平均気温を1.5°Cの上昇に止めることを目標としている。IPCC は人類が排出できる CO<sub>2</sub> の累積排出量には限度があり (カーボン・バジェット)、50%の確率で温暖化を1.5°Cに抑えるためには残余の排出可能な CO<sub>2</sub> の総量は500 Gt しかないため、2030年までの CO<sub>2</sub> 排出量の48%削減と、2050年には人間の排出する CO<sub>2</sub> が自然ないし人工的な CO<sub>2</sub> の吸収・固着量を越えないカーボン・ゼロに近い99%削減を達成し安定させることが必要だとしているのである<sup>(10)</sup>。

さらに、2021年に改正された温暖化対策推進法がある。同法1条は、温室効果ガスの排出の量の削減等を促進するための措置を講じること等によって地球

(9) 和訳について、<https://www.env.go.jp/content/000127495.pdf> (2023年5月17日閲覧) 特和訳9頁の図SPM.1(c)は、1950年生まれ、1980年生まれ、2020年生まれの代表的な3世代の生涯にわたって気候がどのように変化するかを赤色のグラデーションで表しており、後の世代ほど極めて危険な世界を生きていく未来図が分かりやすく描かれている。

(10) 前掲注9、29頁。なお本件の結審時には第6次統合報告書は公表されていなかったが、その基礎となる第6次評価報告書(第1から第3作業部会)は証拠として提出している。

温暖化対策の推進を図ることを目的にうたうとともに、同法2条の2は、パリ協定の2°C目標及び1.5°C目標と2050年の脱炭素社会の実現を理念に盛り込んでいる。

他方で、温暖化対策推進法を含めて、日本にはまだ目標として掲げられたCO<sub>2</sub>の排出削減を実効的に進めるための規制の規定は無い。原子力法制のように原発の内在的危険を制御するための規制の法体系が未整備であることも考慮要素となる。それどころか、公害防止よりも経済成長を優先させたかつての調和条項を想起させるような、石炭火力発電の高効率化と自主的取組だけでパリ協定との整合性を強引に肯定する「局長級会議とりまとめ」が現実には影響力もってきた。気候変動対策よりもエネルギー安全保障と既存エネルギー産業の保護を優先する政策のもとで、新旧石炭火力発電所からの相当量の排出の継続が今も正当化されている。

確かに、このような国内法制度のもとで、裁判所が気候変動に関する具体的危険のレベルを独自に設定することに躊躇することは理解できなくはない。しかし、原告らは、気候科学が示す事実とその根拠、その下での基本的人権の擁護機能を追求して、具体的危険の規範的な判断基準を新たに定立することを裁判所に期待していた。

#### (4) 本件における具体的危険の原告らの主張と裁判所の判断

まず裁判所は、「原告らが実際に生命、身体、健康を害されるほどの被害に遭うか否かは、これらの様々な不確定要素に左右されることになる」として原告らの生命、身体、健康に対する具体的危険を否定した。

この点に関しては、原告らは、もともと具体的被害への遭遇は確率的であることを認めており、そのために、本件における具体的危険の解釈について次のように主張していた。

すなわち、①気候変動による被害の具体的危険は、我が国もその一員である国際社会が目指す1.5°C目標との関係で設定されるべきであること、②被告を含む日本の新設石炭火力発電所からの現状及び将来の排出総量は1.5°C目標を達成するための世界のカーボン・バジェットを前提とする日本のカーボン・バジェットを早晩消費してその目標達成を不可能にしてしまう量であること、③その結果、もたらされる1.5°C目標を超える状態では、陸域における極端な高

温について、10年に1回の現象が1850年から1900年に比べて4.1倍生じ、かつその場合もたらされる温度も1.9°C高くなること等が科学的に予想されていること<sup>(11)</sup>、④したがって、原告らがそのようなより激化した気候災害に遭遇する確率が高い世界に生き続け、実際により高い頻度でより大きな被害を受ける状態になること（たとえば気候変動により悪化した異常高温や大雨に遭遇し、日々の対策が必要となること自体はほぼ確実であること）が、許されない危険としての具体的危険であること。また、⑤Yらの排出は継続的で、その影響は累積的であって、不可逆的な影響をもたらす危険をも内包しているから、被害発生の蓋然性が順次高まっていく漸進的悪化にあっては、その早期段階をもって最終的に個別に現実化する被害の具体的危険と評価すべきこと<sup>(12)</sup>。

しかし、本件判決は、あくまで「原告らに生ずる被害の具体的危険性は、地球温暖化の影響が原告ら個人々に実際に生ずることの具体性をもって判断すべきであるから、地球全体の温暖化の危険性をもって、原告ら個人々に生ずる具体的危険と同一視することはできない。」として、原告らが主張した具体的危険の緩和の主張を退けた。また、漸進的悪化被害への早期介入論については、国内外で地球温暖化対策が進められていることをもって被害発生の具体的危険が生じているとは認められない、と判断した。

(11) IPCC 第6次評価報告書第1作業部会報告書政策決定者向要約 (SPM) (和訳) 18頁 図 SPM.6 は、陸域における極端な高温などの強度と頻度について今後予測される変化を、基準期間 (1850年～1900年) と、気温上昇が 1°C, 1.5°C, 2°C, 4°C の世界とでわかりやすく比較しており、原告が主張する「具体的危険」の重要な資料とされていた。https://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/ipcc/ar6/IPCC\_AR6\_WGI\_SPM\_JP.pdf (2023年5月17日閲覧)

(12) オランダ最高裁2019年12月20日 ECLI: NL: HR: 2019: 2007 (Urgenda 事件) 判決は、ヨーロッパ人権条約 2 条の生命に関する権利と 8 条の個人の生活や家庭生活に関する権利についての判例法上の適用要件である「人々の生命ないし幸福に対する現実かつ切迫した危険」の解釈について、「適切な措置を講ずる義務は人口の大部分や全体をも脅かす環境の危機 (hazard) をもたらす場合には、それが長い時間をかけて現実化するに過ぎないものであっても適用される。」と判示していることが参照されるべきである。同判決について、島村健「SDGs と気候訴訟」ジュリスト1566号49頁、一原雅子「オランダの気候変動訴訟—Milieudfensie et al vs. Royal Dutch Shell plc, 事件を中心に」法学館憲法研究所 Law Journal 28号50頁 (2023年)、同「国が国民を気候変動の脅威から保護するための適切な措置を講じる法的義務の肯否—Urgenda Foundation v. State of the Netherlands 最高裁判決評釈—」環境法政策学会誌24巻19頁

本件判決は、具体的危険について、第1に、排出によりもたらされる損害の社会的な大きさや不可逆的な性質を考慮していない。第2に、因果関係のエンドポイントとしての被害の発生時を「あるとき、ある場所におけるある被害」という「点」に分解してとらえ、継続する侵害行為によってその被害の発生確率が時間的経過の中で上昇していくという、時間的に連続している長期的な「線」ないし「面」としては捉えようとしていない。そのため、本件判決には長期的な被害の深刻化についての世代間での被害の相違（子どもの原告はそれだけ悪化した被害を受け得ること）についての考慮は全く見られない。

前述した水戸地判は、想定されている深層防護体制が貫徹されず、いわば巨大な被害にいつ遭遇するかわからない状態の継続をもって「具体的な危険」としている。それに対して、本件判決は気候変動による被害を「災害による被害」としてとらえているようである。「災害」はいわば制御不能の「不確実な事故」であって、その具体的危険性はその確率のみで考えるべきで、かつ、事故発生対策がそれなりに進められている以上はその確率が高いともいえない、と判断しているのではなかろうか。

しかし、気候災害は通常自然災害ではない。人為的起源のCO<sub>2</sub>がもたらす人災である。しかも、その抑制にはCO<sub>2</sub>の総量削減を一定期限内に達成することが必要不可欠であり、それは可能である。気候科学の成果と、大量排出行為の結果の具体的危険という規範的評価概念とをどう関連づけるのか、科学と法律の両面からのさらなる議論の深化が必要である。<sup>(13)</sup>

---

(13) その意味では最も重要なのは気候科学がデータとして示している現在の「異変」の事実とその延長線上にある確度の高い未来の「事実」である。本件判決が示す具体的危険論は、偶発的事故型や、閾値未満の有害物質への曝露型の事案の枠組みから考える法律家の目からすれば、特に違和感はなく、逆に、原告側が政策原理にすぎない「予防原則」を法的義務の世界に持ち込み、過剰な請求をしているものと受け取られるだろう。したがって、本判決を検討する場合には、引用しているIPCCの第6次評価報告書等が示す科学と事実をまず参照することを強く願う。この報告書等を読めば、CO<sub>2</sub>の大量排出と気候変動との関係は、予防原則のフェーズから未然防止の段階へと移ったものと考えべきなのである。大塚直「わが国の気候変動法制の課題」同編「気候変動を巡る法政策」（信山社、2023年）422頁参照



## 2 個別的排出と個別的被害との因果関係

### (1) 事実的因果関係

人格権侵害に基づく妨害予防請求権にせよ、平穩生活権に基づく妨害排除請求にせよ、排出行為と結果との相当因果関係が要件となる。

そのとき因果関係については、①Yらによる個別排出とXらの被害との事実的因果関係、②法的責任を問いうるだけの帰責性を前提とした相当性の問題とに分けることができる。

まず①の事実的因果関係については、さらに（ア）個別排出と全体的な気候変動の悪化との事実的因果関係、（イ）気候変動の悪化による原告が居住している地域と時代における原告らに対する個別的被害との事実的因果関係、（ウ）個別的排出と個別的被害との事実的因果関係の3つに分けることができる。

まず、CO<sub>2</sub>は安定的な物質であり、数百年以上にわたって破壊されず、かつ、自然の作用による吸収や固着の作用を上回る人為的排出が続いているために、すべての人為的排出は、有限の空間としての大気<sup>(14)</sup>のCO<sub>2</sub>濃度の上昇に寄与する。そしてCO<sub>2</sub>濃度の上昇により、気候科学が裏付けるメカニズムを通して温室効果をもたらされて、気候システムの不安定化をもたらす。一般に①（ア）の事実的因果関係は肯定される。

次に、①（イ）についても、気温上昇による熱中症の増加、大雨時の単位時間あたりの降水量の増大が日本においても記録されており、イベントアトリビューションサイエンスによって、人為的なCO<sub>2</sub>の排出が一定の寄与として極端な気象事象という結果に影響していることが特定の気象現象について明らかにされている<sup>(15)</sup>。

最終的な①（ウ）については、因果関係の終点を将来における原告らの生命、身体、健康に対する具体的被害（たとえば熱中症にり患することなど）におけ

(14) 前掲注11, 28頁, 図SPM. 10は、累積CO<sub>2</sub>排出量と世界平均気温の上昇量との間のほぼ線形の関係があることを示し、「CO<sub>2</sub>排出が1トン増えるたびに地球温暖化が進行する」と警告している。

(15) イベント・アトリビューションの手法により特定の気象現象を分析した例として、今田由紀子「2019/2020年の大暖冬のイベント・アトリビューション」令和2年度「異常気象と長期変動」研究集会報告 2021: 110-113: 共同研究（一般研究集会）2020K-09（京都大学）

ば、本件判決が具体的危険を否定したように、そもそもその蓋然性自体が問題になるうえ、個別に排出されたCO<sub>2</sub>は、大気中の濃度を通じて世界中の気候変動にわずかに寄与する関係にあるものの、個別的被害との事実的因果関係については、現在の科学をもってしても原告側が証明することは困難である。

しかし、719条の関連共同行為と同じように、世界中の排出源からの「累積CO<sub>2</sub>」という共同行為の結果が、「気候変動の悪化」をもたらし、その中で原告らが被害を受けるのであるから、「累積CO<sub>2</sub>」と被害の結果との間には因果関係が肯定できる。そのとき、719条の法意からすれば、個別排出と個別被害との事実的因果関係は事実上推定されるというべきである。<sup>(16)</sup>

また、仮に因果関係のエンドポイントである被害を「1.5°C目標を達成できない危険な状態の世界に生きること」だとすれば、そのような状態は「累積CO<sub>2</sub>」によってもたらされ、そのごく一部とはいえ、個別排出が割合を占めているのであるから、個別的排出と個別的被害との事実的因果関係は容易に肯定されるというべきであろう。

なお、事実的因果関係については、仮に個別排出が削減されても他の排出源からの排出が今後増大すれば結果は変わらないし、逆に、仮に個別排出を継続したとしても他の排出源がその分を含めて削減すれば結果は回避されるということとなるため、「あれ無ければこれ無し」の関係に立たないとの反論がありうる。しかし、自らが排出削減をしないときに他の排出源の排出削減を援用することや、その逆に自らが排出削減を想定しつつもそれを上回る他の排出源の排出増大を想定して、上記条件式を否定することは、累積CO<sub>2</sub>量が温暖化に影響するという科学的知見からは否定されるべきであるとともに、国際社会の共通倫理上許されないというべきであろう。

本件判決は、事実的因果関係につき、次に述べるとおり、個々の排出と個々の被害との事実的因果関係について、直接的な関係があるものではないとしつつも、間接的な関係までを明示的には否定していないことから、個別の事実的

(16) 「一審での原告の主張の概要は、和田重太「民事訴訟の争点—汚染源が多数ある場合の差止請求」前掲注1・神戸法学雑誌74頁以下。なお最判令和3年5月17日（民集75巻5号1359頁，建設アスベスト訴訟）の719条1項後段類推ないしその法意を累積的競合の極致である気候変動訴訟にどう活かせるかが今後の課題である。

因果関係そのものを積極的に肯定はしていないものとりあえずは否定していないと考えられる。

## (2) 相当因果関係

気候変動問題における因果関係の相当性について、本件判決は、大気汚染物質の場合との対比で、個々の排出と個々の被害との間接性を述べたうえで、本件発電所からの CO2 排出量は、地球規模で比較すれば年間エネルギー起源 CO2 排出量の 0.02% であるにとどまり、原告らに生ずるおそれのある被害と、本件発電所からの CO2 の排出との関係性は、「極めて希薄」であるとして、帰責の根拠とできるだけの連関を認めることができないとする。

これは、事実的因果関係を前提としたとしても、因果関係の間接性と原因行為の結果に対する連関の希薄さから、法的因果関係としての相当性を否定していると解される。

そこで、まず因果関係の「間接性」ないし「遠さ」について検討すると、因果関係の間接性が問題となる典型例は、「風が吹けば桶屋が儲かる」式の偶発的事情に基づく因果の連鎖がある場合である。しかし、CO2 の排出と気候変動の間には、様々な介在要素はあるものの、核心部分には、CO2 濃度の上昇による温室効果を介した温暖化による気候システムのかく乱という科学的根拠があるから、原因による結果の発生は決して偶発的なものではない。しかも排出者は大量排出の危険性について知り、様々な警告を与えられながらもあえて排出を継続していることに鑑みると、因果関係の間接性を問うべきではない。

問題は、気候変動という結果に対する個別排出の寄与の程度の小ささであろう。本件判決は、「人格権侵害に基づいて他者の社会経済的活動を差し止めるための因果関係を認めるためには、被害の発生を帰責できるだけの連関の強さが必要であると解するのが相当である」としている。

この論点は、「大海の一滴」の抗弁として世界各国の気候変動訴訟において排出者側から主張される反論である。

現在、日本中および世界中の石炭火力発電所から排出される CO2 の累積的総和は、世界のどこかで起った具体的被害との連関を認めうるほどの量的規模となる。にもかかわらず、その総和を構成する個別排出主体についてはすべて

全体のごく一部に過ぎないことをもって帰責性が一切ないとすれば、結局、大量排出者の責任を誰も問うこともできないことに帰着し、極めて不合理な結果となる。

しかも、民法416条の相当因果関係は、損害を通常損害と特別損害に分けて後者には予見可能性を要求している。前述したとおり、IPCCはカーボンバジェットを示し、全ての排出が温暖化につながることを科学的に明らかにしているから、少なくとも大量排出と気候変動との悪化という全体の損害は、通常損害と言ってもよい関係にある。仮に、全体の損害に対する寄与ないし連関が微小であり、個別排出から生じる個別損害については、特別損害のカテゴリーに分類されたとしても、科学的に結果への寄与が明らかにされている中、未必の故意に基づき排出行為が継続されているのだから、相当因果関係を前提とした責任を問う根拠は備わっているのである。

個別原告による個別排出源の排出責任の追及という民事訴訟の形式からすれば、最終的には因果関係は個別排出と個別被害とに分解されることになる。しかし、気候変動問題において重要なのは、そのようにして空間的・時間的に集積する個別巨大排出の「累積」が持つ気候への破壊力なのである。因果関係について検討するうえでは、加害と被害のそれぞれの個別分解に先立ち、加害と被害のそれぞれの統合・集積を行い、その統合的な評価を行うことが重要である。集積した結果がもたらす損害が巨大で不可逆の性質を帯びるとき、その集積のごくごく一部を占める主体の責任を、「無視できる程度」として、結果として全ての排出源の責任を問えなくし、排出の自由を尊重するのか（皆の集団責任だから誰の個別責任も問えない）、それとも「寄与が小さくても結果に対する要因を構成していることは無視しえない」として寄与に応じた相応の削減義務を認めるのか（皆の責任だが同時に各立場に応じた固有の個別責任を負う）。そこでは加害と結果の因果関係を分解していく「分析的」視点と、逆にそれを空間的・時間的に累積していく「統合的」視点の双方が必要である。<sup>(17)</sup>

(17) この点、社会に分散した個別の被害や不利益を統合し、大もととなった行為の全体的な違法性と損害全体を問う法的手段として、環境団体等による公益訴訟と一部の者が被害者全体を代表するクラスアクションの制度がある。しかし、我が国の法制度はいつまで経ってもかかる制度の整備がなされない。気候変動訴訟は類似する現象について同じ争点をめ

また、寄与の程度を相当因果関係の判断の分かれ目とする場合、たとえば世界のエネルギー起源排出源の5000分の1という排出が「小さい」のか「大きい」のか、という結論を左右する規範の評価を裁判官の算術的直感に委ねるべきではない。少なくとも、プラネタリー・バウンダリーという地球の有限性を前提に、気候科学がカーボン・バジェットという空間的・時間的な上限を示していること、議論している間に状況は日々悪化していることを判断の重要な要素として考慮に入れて、大きい、小さいという評価を科学を考慮した客観的なものにより近づけなければならない。

そう考えると、本質的にあるか、無いかという二者択一になる因果関係を本件判決のように寄与が「大きいか、小さいか」という判断で決めている「相当性」で切断することは、哲学的にも思考経済的にも不毛ではないか。本件判決が重視する排出側の自由と個別排出による被害（個別被害を超えて被害の総体を含めるべきである）との利益較量は、受忍限度の枠組みの中で行えば、量的な調整が可能となり、それが気候変動のリスクの削減にもつながるはずである。しかも、削減義務という責任は、裁判所が前提とするあらゆる排出主体の累積による全体としての責任（全員の責任）から、その全体の結果をもたらす構成主体の一定の割合的な個別責任として導かれるから、結果に対する量的な大小とは異なる意味での責任を問う「連関の質的な強さ」を肯定できるのである。

もちろん、そのような利益調整は本来的に政治・行政によって行われるべきだというのが本件判決の基本的な発想であるが、その適正な利益調整の失敗が現実に人権問題を引き起こしており、それがいつ原告の身の上に降りかかるかわからず、しかもそれは若い世代ほど深刻になるから、権利侵害の問題として扱ってほしいと訴えているのが気候変動訴訟の根本的な問題提起なのである。

---

ぐって裁判所の判断が下されるが、当該法制度において、拡散した被害の統合手段があるかどうかという手続的視点を忘れてはならない。その制度を欠く我が国においては、人格権侵害や不法行為の実体法の要件解釈とそのあてはめにおいて、個別被害に反映している侵害行為全体のもつ巨大な影響を問うしかなく、受忍限度論における侵害行為の性質における全体的影響の考慮の重みが増すことになる。

### 3 平穩生活権について

平穩生活権のうち生命・健康に関わる平穩生活権は、生命・健康侵害に対する不安・恐怖感を保護対象とする<sup>(18)</sup>。より分かりやすく言えば、生命・健康侵害の不安・恐怖感がない精神状態を保護法益とし、そのような不安・恐怖感が続く状況をもって平穩生活権の侵害とするのである。大塚教授は平穩生活権を「人為的に不可逆または深刻な侵害に対する不合理なリスクを受けることなく生活する権利」と言い換えている<sup>(19)</sup>。そこでの侵害の原因は、不合理なリスクである<sup>(20)</sup>。リスクとは、特定の行為がもたらす生命・身体・健康に対する侵害の可能性であり、生命・身体・健康に対する侵害の高度の蓋然性つまり具体的危険に至らない程度のリスクである。また、不安や恐怖感を抱くかどうかは主観的な差が大きいことから、不安や恐怖感が生じることが社会的に相当とされるだけの客観的なリスクがあることが必要である。また、損害賠償や差止めといった効果をもたらすためには、不合理なリスクでなければならない。原告らはリスクの不合理性については、被侵害利益の性質や侵害行為の態様（損害の性質や大きさを含む）、行為の公共性や便益、リスク軽減対策の程度などを総合して受忍限度を超えるリスクであると主張していた<sup>(22)</sup>。

(18) 大塚直「予防的科学訴訟と要件事実」伊藤滋夫編『環境法の要件事実』（日本評論社、2009年）147頁参照

(19) 大塚・前掲注18、148頁

(20) 大塚直「環境民事差止訴訟の現代的課題—予防的科学訴訟とドイツにおける公法私法一体化論を中心として」大塚直他編『社会の発展と権利の創造—民法・環境法学の最前線』（有斐閣、2012年）551頁

(21) 仙台地決平成4年2月28日（丸森町事件）判時1429号109頁は、平穩生活権の侵害要件については通常一般人を基準とするが、大塚教授は「リスクを確定する必要はないが、科学的にどの程度の範囲のリスクか（中略）を鑑定等を用いて分析することにより、科学的にみて不合理な不安・恐怖が問題となる状況か否かを裁判所が判断することを意味する」と述べて通常一般人基準とは一線を画している。なお教授が言われる「不合理な」不安とは不安を抱くことが不合理かどうかではなく、不安をもたらす原因（リスク）の不合理性（許容できないこと）を指している。前掲・注18、148頁

(22) 大塚・注4、551頁は、生命・健康に関連する平穩生活権については行為の有用性との比較衡量を否定する立場を採用するとしているが、原告らは、生命・健康に関わるリスクとはいえ、具体的危険に至らないリスクであって、保護法益が主観的な精神的利益であることからすれば、裁判実務においては、行為の有用性との比較較量は避けられないという立場をとっていた。拙稿・注1環境法政策学会誌23号176頁

気候変動の文脈での平穏生活権（安定気候享受権）は、CO<sub>2</sub>の大量排出による深刻な気候変動の悪化、ひいては不可逆的な事態の発生に対する不安や恐怖に苛まれずに生活する権利を意味する。これは、気候変動に対する具体的危険という人格権侵害における因果関係の終点を、個別の生命・身体・健康の侵害の高度の蓋然性に向かって徐々に悪化しているプロセスの段階（気候変動が漸進的に悪化している状態）に前倒しする機能を有している。

ところが本件判決は、人格権侵害の具体的危険がないという結論からただちに、「地球温暖化による被害についての原告らの不安は、不確定な将来の危険に対する不安であるというべきであるから、現時点において、法的保護の対象となるべき深刻な不安とまではいえない」として、あたかも原告らの不安を根拠の薄い「杞憂」であるかのごとく扱っている。これは IPCC 報告書などに集約されている気候科学の到達点を無視するものと言わざるを得ない。

さらに、本件判決は「安定気候享受権は、原告ら個人々の生活の平穏という利益を基礎とする形をとっているものの、実質的には、具体的危険が生ずる以前の段階で、安定した気候という環境の保全そのものを求める主張にほかならないというべきである」として、その権利性を全否定した。

しかし、平穏生活権は、何よりもリスクの客観的存在を前提とするのだから、裁判所としては、個別排出による被害発生の具体的危険を否定したとしても、それに至らない段階でどのような性質のどの程度のリスクが存在するのかを、気候科学に耳を傾けて認定しなければならなかったはずである。<sup>(23)</sup> また、具体的危険が生ずる前の段階で環境の保全を求めることは、平穏生活権の機能の重要な要素である。ところが1(1)で引用した平穏生活権についての本件判決の定義では、平穏生活権の侵害には具体的危険の存在を前提としているようであり、まさにそうだからこそ、具体的危険の不存在という事実認定によってただちに平穏生活権侵害を否定しているのである。しかし、そうであれば、人格権と平穏生活権との違いは、前者の保護法益が「生命・身体・健康」であるのに

(23) この点、本件訴訟においては、IPCC や気象庁などの気候科学の成果に加えて、江守正多東京大学教授の専門家意見書の提出と証人尋問もなされており、通常一般人を基準としようが、科学的鑑定を基準としようが、高度の客観的リスクを認定できるだけの証拠は存在していた。



対して後者が「人格的な精神の平穩」であることにしかなくなってしまう。これでは精神的な平穩という人格の保護利益を媒介にして、客観的なリスクからの保護を図る平穩生活権の独自の意義が失われてしまう<sup>(24)</sup>。この点に関しては、むしろ、平穩生活権を通して客観的なリスクからの保護の領域に踏み込むと、抽象的危険さえ立証すれば誰にでも差止が出来てしまいかねないという事態に対する裁判所の警戒感が顕著に表れていると理解すべきであろう。

原告は決して具体的危険に至らない抽象的リスクについて、いかなる場合においても差止請求ができることを主張していたわけではない。気候変動の悪化の中での新規大量排出の継続という事態に関して、気候変動の科学を根拠として、リスクの客観的存在とその顕在化および悪化、石炭火力発電の技術的・経済的・社会的な不合理さを主張立証しようとしていた。また、予備的請求ではあるが、カーボン・バジェットの時間的逼迫というリスクの増大に応じたCO<sub>2</sub>の段階的削減請求を行っていたのであって、単なる「不安」に基づいて、スローガンのように、あるいは政策原理であるはずの予防原則のみに依拠して、石炭火力発電所の即時撤廃や排出削減を訴えていたわけではないのである。この点、本件判決は、気候変動の科学、特にカーボン・バジェットの逼迫に十分な理解と関心を示さなかった。何よりも、平穩生活権が客観的・現実的なリスクからの防御請求の根拠として主張されており、削減という法律効果との関係でその侵害の有無についてどのようなレベルを設定すべきか、という要件を絞り込もうとする<sup>(25)</sup>問いに対して、正面から答えていないことになる。

(24) 拙稿・前掲注1 環境法政策学会誌23号75頁以下では、思考実験として、1000発の弾倉を持つ銃に1発だけ弾丸が込められていて、犯罪者が1000人を順次標的とする例を挙げて、1人1人にとっての具体的危険は仮に1000分の1であったとしても、そこに現実に存在する客観的で不合理なリスクに対して差止請求が認められなければならないことを、1000人全員が原告となった場合を想定して論証し、平穩生活権は高度の蓋然性のレベルに至らないリスクに対する救済手段であることを論じた。したがって、生命・健康に直結した平穩生活権の保護法益としての精神的な不安や恐怖がないという主観的利益は、実質的には客観化されており、差止めを正当化するための人格権（人格的利益）と接続するための媒介的要素なのである。

(25) 吉村良一「差止請求権の「根拠」に関する一考察—「爆音訴訟」を手がかりに」松久三四彦他編『社会の変容と民法の課題（下巻）』（成文堂，2018年）264頁以下は、爆音訴訟を対象として、差止基準を満たすリスク判断のあり方について提示しており、筆者としてはその気候変動への応用が課題となる。

#### 4 権利侵害（蓋然性）の立証責任について

科学的予防訴訟においては、過去の裁判例に基づき、侵害の蓋然性（因果関係）の有無についての証明責任が部分的に被告に転換されるべき説が有力に述べられている<sup>(26)</sup>。

ところが本件判決は、被告らが大量排出を将来にわたって継続することが明白でありながら、気候変動対策の取組みが国内外でされていることを踏まえると、「現在の時点において、目標の達成が不可能であり、上記の予測通りの事態が現実化すると直ちに認めることはできない。」とするなど、まず、国際社会が目指す1.5°C目標を超える気候変動の悪化の蓋然性を原告が立証すべきとの立場をとっている。

さらに、現実に進められている気候変動対策の実情に踏み込むことなく一般論をもってその成功の可能性を認めるなど、一般的な排出事業者や政府の主張を安易に取り入れており、気候変動の深刻化に対する危機感の欠如と気候変動対策に関する楽観的姿勢が顕著である。それはEU諸国等における気候変動訴訟判決に現れた危機感とは好対照をなしている<sup>(27)</sup>。

Yら大量排出者の経営方針に基づく長期の排出継続と気候科学が提示するカーボン・バジェット論と、世界的にそのバジェットが逼迫しつつある客観的状況からすれば、大量の排出の長期的継続をもって気候変動への寄与、ひいて個人の「被害」との因果関係が事実上推定されるべきであり、大量排出者側が具体的対策の実施その他の事実を立証してその推定に対する反証を行うべきである<sup>(28)</sup>。

#### 5 最後に

本稿では、筆者が本件訴訟の原告弁護団の一員という非中立的立場にあり、いまだ係争中の案件であることから、判決後2か月の時点で速やかに本件判決の論点について問題提起することを優先した。その結果、関連する判例（特に

(26) 大塚・前掲注18, 140頁以下

(27) 前掲注1掲載の法学館憲法研究所 Law Journal 28号は「気候危機と法」の特集であり、前掲の島村、一原論文のほか、玉蟲由樹「憲法上の権利にもとづく気候保護の可能性」（同19頁）、山田 洋「ドイツにおける気候訴訟」（同67頁）、大坂恵里「アメリカの気候変動訴訟」（同82頁）が掲載されている。

(28) 杉田・前掲注1, 7頁

同じ神戸石炭火力発電所に関する環境影響評価書確定通知取消事件判決<sup>(29)</sup>と合わせた気候変動訴訟に対する日本の裁判所の傾向の総合的な分析や、差し止め訴訟や平穏生活権に関する先行研究の検討、さらには近年の諸外国の気候変動訴訟の到達点との比較分析には至らなかった。また、本件判決には、大気汚染公害（主にPM2.5）に関する人格権侵害の危険や平穏生活権侵害に関する判断や、Zとの共同不法行為性や被告になっていない他の大型石炭火力発電所との共同不法行為論と言った論点もあるが、今回は分析の対象をYらに関する気候変動に関する判断部分に絞った。

本件判決は控訴され、近い将来、大阪高等裁判所による判断が下される。本件判決は我が国では初のCO2排出と気候変動を主たる争点とする民事判決である。社会的にもまた法理論的にも重要な問題を提起しているだけでなく、同じ争点に関する外国判決との比較分析が不可欠である。法律分野はもとよりその他の分野の研究者を含めた幅広い批判的研究（もちろん筆者の考えに対する批判<sup>(31)</sup>を含む）を期待したい。

\* 脱稿後、大坂恵理「神戸石炭火力民事訴訟第一審判決」新・判例解説 Watch ウェブ版(2023.7.14)に接した。

---

(29) 大阪地判令和3年3月15日判タ1492号147頁、大阪高判令和4年4月26日裁判所ウェブサイト、最1小決令和5年3月9日（上告棄却、上告受理申立却下）。一審判例評釈として島村健・民事判例（日本評論社）23号（2021年）118頁、高裁判決に関しては前掲注1記載の拙稿および島村のLaw Journal論文参照

(30) 筆者は翻訳AIのDEEPLの力を借りて本件判決の理由の核心部分を英訳したうえで解説を付し、牛嶋仁教授、一原雅子博士、乗上美沙研究員とともに、British Institute of International Comparative Law に対してNational Report -Japanを提出している（本論文執筆段階では2023年5月8日にBIICL主催によるウェブ上での発表検討会を経た段階であり、未公開）。日本の気候変動訴訟判決は、速やかに国際社会において検証される状況にある。

(31) 本稿は本件弁護団の意見を代表するものではなく、また、訴訟代理人としての訴訟上での主張立証とは独立した論考である。なお、本件判決を題材にしつつ、気候変動民事差止訴訟の争点に関してより詳細に検討した「日本の気候変動民事差止訴訟の争点と展望」を「環境法研究第17号」に掲載する予定である。

Kobe Coal Fired Power Plants Injunction  
as Climate Change Civil Litigations  
—A Commentary on Kobe District Court judgment  
on March 20, 2023

Naoki IKEDA

Kobe District Court dismissed the injunction filed by the local citizens who claimed the new coal fired power plants will infringe their right to life and health and their right to peaceful life by Defendant's continuous and massive amount of CO2 emissions. While the court admitted in general a possibility that the plaintiffs may be granted an injunction order if their basic human rights will probably be harmed by the CO2 emissions, the court said, "whether or not the plaintiffs will really suffer harm to their lives, bodies or health will depend on these various uncertainties. Therefore, at the present time, it cannot be accepted that a concrete risk of harm to the life, body or health of the plaintiffs has arisen."

The court also denied the legal causation between the individual emissions and individual damages caused by the new facilities, holding "the relationship between the damage that may be caused to the plaintiffs and the CO2 emissions from the power plant is extremely tenuous, and the court cannot find an enough nexus where CO2 emissions from the new facility can be rightly attributable to the harm that may be caused onto the individual plaintiffs."

The court further denied the plaintiff's cause of action based upon the right to peaceful life, reasoning "the plaintiffs' fears about the damage caused by global warming should be said to be fears about uncertain future dangers, and cannot be regarded as serious fears that should be the subject of legal protection at the present time."

This critic mainly aims to report the first decision of the climate change

civil litigations in Japan, and present the main civil issues of the CO2 emissions and its relation to basic human rights.

Alternatively, the imminent danger to the right to life and health should be interpreted in a way considering the gradual but steady deterioration of the aero CO2 density to which the defendants' emissions will surely contribute. The fact that the local citizens are forced to live under such deteriorating aero conditions caused partially by the defendants should be regarded as "imminent danger" to the plaintiffs' daily life. The causation should be also affirmed as far as the emissions substantially contributes to the heavy consumption of the remaining carbon budget, the remaining accumulated total amount of CO2 emissions to be allowed in order to keep temperature rise under 1.5°C. The balance of interests between businesses and potential victims should be elaborated under the "tolerable limit" theory rather than causation, where the court should take into considerations the nature of the conduct, the nature and the degree of the damages, contribution to the public interests, introduction of the counter-measures and the availability of alternative technologies.